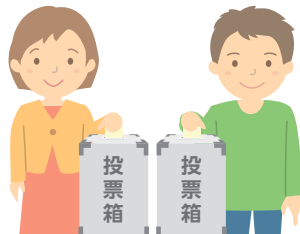


7月10日は 参議院議員通常選挙の投票日です



7月10日(日)に参議院議員通常選挙が行われます。国政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権をせず、あなたの貴重な一票を生かすために、投票をお願いします。

選挙管理委員会 ☎(25)1210

参議院議員 通常選挙

投票日 7月10日(日)
投票時間 午前7時～午後6時
(神島地区は午前6時30分～午後6時)

投票できるかた

18歳以上のかた(平成16年7月11日以前に生まれたかた)で、令和4年3月21日現在で市の住民基本台帳に登録があり、6月21日まで引き続き住所を有するかた。

投票所入場券を郵送していただきます

投票所では、選挙人名簿に登録されているかどうかを確認します。この確認をスムーズに行い、また棄権防止を呼びかけるため、選挙人名簿に載っている有権者に投票所入場券を世帯別で郵送しています。

入場券に記載されている投票所をよく確かめて投票所へお越しください。

もし投票日までに入場券が届いていなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に氏名が載っていれば投票できますので、投票所の係員に尋ねてください。

投票場所

お住まいの地域で指定された投票所で投票できます。投票所入場券に記載されている投票所を確認してください。

新型コロナウイルス感染症対策について

投票所での新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします。

投票所における感染症対策

- 投票所入口に消毒液を設置します。
- 投票用紙へ記入するための筆記具は、使用ごとに回収して消毒します。
- 選挙事務従事者、投票管理者および投票立会人は、マスクを着用し、可能な限り投票所の換気を行います。
- 投票用紙の記載台は定期的に消毒し、一定の間隔を空けて、ほかの有権者との距離を確保します。



投票されるみなさんへのお願い

- 投票所へ来所される際はマスクを着用し、咳エチケットの徹底や帰宅後の手洗いとうがいをお願いします。
- 濃厚接触を防止するため、周りのかたと一定の距離を保つようご協力をお願いします。
- 鉛筆やシャープペンシルなどを持参して、投票用紙に記入することができます。
- 投票日当日の午前中は混雑しやすいので、時間をずらして投票所に来ていただくか、期日前投票の利用にご協力ください。



大切な一票です 期日前投票を利用してください

仕事や外出などの事情により、投票日当日に投票に行けないかたや、新型コロナウイルス感染症が心配で投票日当日の投票を避けたいというかたも、期日前投票が利用できます。投票所入場券が届いているかたは、あらかじめ裏面の宣誓書欄を記入の上、入場券を持参し期日前投票所で投票してください。

○市役所西庁舎の期日前投票

とき 6月23日(木)～7月9日(土)
午前8時30分～午後8時

ところ 市役所西庁舎
4階・大会議室

○離島の期日前投票

投票できるのは、各離島に住民登録のあるかたのみです。

とき 7月9日(土)
午前8時30分～午後5時

ところ ・桃取コミュニティセンター ・菅島漁村センター
・答志コミュニティセンター ・坂手公民館
・神島開発総合センター

○期日前投票申請書の書き方(記入例)

入場券に記載された住所と現在の住所が同じ場合、「□」にレ点を記入すれば住所欄への記入は不要です。

期日前投票宣誓書(兼請求書)			
私は、第26回参議院議員通常選挙の当日、右の事由に該当する見込みです。 ここに真実に相違ないことを誓い、投票用紙を請求します。			
鳥羽市選挙管理委員会委員長様		令和4年7月7日	
住所	□ <input checked="" type="checkbox"/> 裏面の住所と同じ(記入不要)		
氏名	鳥羽 太郎		
生年月日	大正 29年 11月 1日		
投票区分	選・比	離島選出状況	整理番号
システム	午後5時以降投票者		
期日前投票の事由(該当する番号に○をする。)			
1	仕事・学業・地域の行事・冠婚葬祭などに従事		
2	1以外の用途で外出		
3	歩行が困難(疾病、負傷他)・刑務施設等に収容		
4	交通至難の地域に居住・滞在		
5	住所移動のため、他の市町村に居住		
6	天災または悪天候により投票所に到達することが困難		
期日前投票の場所、期間			
●鳥羽市役所西庁舎 (旧鳥羽市民文化会館) 4階 大会議室 午前8時30分～午後8時まで		公示日の翌日～投票日の前日	
●各離島地区における投票所 ただし各離島に住所のある方		投票日の前日のみ	
		午前8時30分～午後5時まで	

期日前投票の事由について、該当する分類番号1～6に「○」を記入すれば、内訳への「○」は不要です。また、新型コロナウイルス感染症が心配で投票日以外の投票を避けるのが事由の場合、6に「○」を記入してください。

不在者投票

期日前投票以外にも選挙当日に投票所へ行けないかたのために、不在者投票制度があります。

●鳥羽市の選挙人名簿に登録されているかたで、出張などで遠方に滞在しているかたは最寄りの選挙管理委員会にて投票することができます。あらかじめ鳥羽市選挙管理委員会に不在者投票請求書・宣誓書を請求してください。

●県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(入所)しているかたは、その病院などで不在者投票をすることができず、早めに病院の事務所などへ申し出てください。

●身体に重度の障がいなどがあるかたは、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、日に日数が掛かりますので、早めに問い合わせてください。

●新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養をしているかたで、一定の要件に該当するかたは「特例郵便等投票」ができるようになりました。かわしくは、市ホームページをご覧ください。鳥羽市選挙管理委員会へ問い合わせください。

投票所が変わりました

相差町にお住まいのかたの投票所が「女性等活動拠点施設」から「弘道小学校」へと変わりましたのでご注意ください。



選挙公報を配布します

選挙公報は有権者が候補者の考え方を知るための参考となります。投票日までに朝日・伊勢・中日・産経・毎日・読売各紙の朝刊に折り込んでお届けします。

また、市役所・各連絡所などにも置いていますので利用してください。